

<年金分割の割合を定める調停を申し立てる方へ>

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按(あん)分割合(分割割合)について、当事者間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、離婚した日の翌日から2年以内であれば、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象となるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間(第3号被保険者期間)に限られます。

調停では、調停委員会が、申立人(あなた)及び相手方から事情を聞きながら、分割割合についての話し合いを進めていきます。話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

なお、夫婦関係調整(離婚)調停又は内縁関係調整(解消)調停に伴って年金分割の割合を話し合いたい場合には、上記各調停手続を利用してください。

2 申立てに必要な費用(郵便局で購入してください。)

- 収入印紙・・情報通知書1通につき1200円
 - 連絡用の郵便切手・・500円×1枚, 140円×1枚, 84円×10枚, 10円×10枚, 1円×5枚
- 合計1,585円分

3 申立てに必要な書類

- 申立書2通

→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用(控え)の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用(控え)は、調停期日に持参ください。

○申立書には、相手方に知られたくない住所を記載しないでください。相手方に知られたくない住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。

- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 「年金分割のための情報通知書(離婚日の記載のあるもの)」(原本1通及び写し2通)

○情報通知書に相手方に知られたくない住所が記載されている場合は、住所の部分をマスキングして消した状態で写しを2通作成し、原本は「非開示の希望に関する申出書」と合綴して提出してください(別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」参照)。

→ 情報通知書は、離婚後(又は事実上の婚姻関係の解消後)に交付されたものを提出してください。

情報通知書の請求手続については、年金事務所(厚生年金の場合)又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

情報通知書は、各年金制度及び年金分割の対象期間ごとに作成されます。年金の種類又は対象期間が複数ある場合には、それぞれについて情報通知書が必要です。複数の年金制度への加入歴がある場合には、分割を求める各年金制度ごとに情報通知書を入手してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 年金分割の割合を定める調停事件は、当事者双方が婚姻中又は内縁関係中に得た財産の分与の一環として話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、**裁判所用及び相手方用として写し2通を提出する**とともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

* 上記提出方法は年金分割の割合を定める調停事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

- ・ ○書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

（宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域）

宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町の区域、下野市のうち旧南河内町の区域、上三川町及び高根沢町

7 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

8 その他

調停が成立した場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。家庭裁判所の調停に基づいて、自動的に分割されるわけではありませんので、ご注意ください。

9 問い合わせ先

〒320-8505

宇都宮市小幡1丁目1番38号

宇都宮家庭裁判所 家事受付係

Tel 028-621-4854

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。